

衆議院内閣委員会ニュース

平成 20.5.14 第 169 回国会第 15 号

5 月 14 日、第 15 回の委員会が開かれました。

1 株式会社地域力再生機構法案（内閣提出第 14 号）

- ・大田国務大臣（経済財政政策担当大臣）から提案理由の説明を聴取しました。

2 国家公務員制度改革基本法案（内閣提出第 75 号）

- ・渡辺国務大臣（行政改革、国家公務員制度改革担当大臣）及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

大塚 拓君（自民）

- ・「省益あって国益なし」と言われる中で、省益と個々の公務員を断ち切ることが重要と考えるが、内閣人事庁の一元管理による府省横断人事について、実際にどのような運用がなされることを想定しているのか。
- ・新制度においては、国務大臣も従来とは異なる能力が求められると考えるが、理想的な大臣のイメージ及び求められるスキルを具体的に伺いたい。
- ・実際に改革を具現化していくためには、本法案成立後に設置される国家公務員制度改革推進本部の組織作りが重要と考えるが、どのような組織及びメンバー構成を想定しているのか。

土井 亨君（自民）

- ・なぜ改めて国家公務員制度改革基本法を定める必要があるのか。また、どのような国家公務員像を作り上げることを考えているのか。
- ・内閣人事庁は崇高な理念及び使命を帯び、府省の抵抗に対抗できる組織である必要があるが、組織の権限の在り方及び府省との関係がどのようになるか伺いたい。
- ・幹部候補育成課程の対象者（課程対象者）の選抜及び育成課程における人材の流動性についての考えを伺いたい。また、課程対象者の選抜はどのように行われるのか。

遠藤 宣彦君（自民）

- ・消防団、民生委員等実質的な公務を果たしている方々の処遇が必ずしもよくないことについてどう考えるか。
- ・この公務員制度改革の中で、いわゆる官公労の扱いを透明化すべきと考えるが、大臣の所見を伺いたい。
- ・本当に能力ある公務員を生かすためには、幹部公務員の経歴を透明化し、匿名性を打破する必要があるのではないか。

田端正広君（公明）

- ・本法律案第 1 条に「国民全体の奉仕者である国家公務員」との規定がある。新しい国家公務員像として、国民全体の奉仕者であることを徹底すべきと考えるが、大臣の決意を伺いたい。
- ・政官接触に関する規定（本法律案第 5 条第 1 項第 1 号）を設けることによって、議員活動の幅が狭まることはないのか。また、政務専門官は各省に何人くらい置く見込みなのか。
- ・平成 19 年に成立した国家公務員法等改正法により、官民人材交流センターや再就職等監視委員会が創設されることとされているが、両機関の準備状況や見通しについて伺いたい。

馬淵 澄夫君（民主）

- ・行政を政治主導の体制とするためには、政治任用の拡充が必要と考えるが、渡辺国務大臣の見解を伺いたい。
- ・幹部候補の固定化と横並び昇進が現行のキャリア制度の問題点である。しかし、本法律案においても総合職試験合格者のみが内閣人事庁採用となるなど、問題点の解決につながらないと考えられる。渡辺国務大臣の見解を伺いたい。
- ・現在、幹部人事を内閣で一元管理できないのは、各府省が人事案を作成し、それを承認する仕組みとなっているからである。こうした仕組みを見直す必要があるのではないか。

泉 健太君（民主）

- ・「政・官の在り方」（平成 14 年 7 月 16 日 閣僚懇談会申合せ）において、政治家等との接触について、大臣に報告する等を規定しているが、実際に各府省における実態はどうなっているのか。また、本法律案により、政務専門官以外の政官接触はどう変わるのか。渡辺国務大臣に

伺いたい。

- ・本法律案第6条の公務員の試験制度の区分改正により、キャリア制度はどのように変わるのか。
- ・本法律案の基になる「制度懇報告書」において、高卒者試験の種類に「総合職」がないが、その理由について伺いたい。また、高卒者の幹部職員への登用はありえるのか、幹部候補育成課程の在り方について伺いたい。

松 本 剛 明君（民主）

- ・政官の接触について規律を設けるということであるが、緩やかにすれば意味のないものになってしまい、厳格すぎると国会議員の情報収集等に支障が出る。規律を設けるよりも、接触に関する情報を公開し、透明化した方がよいのではないか。
- ・能力・実績主義に基づく降任人事は、実際には行われていないのではないか。この法律により、能力・実績主義に基づく降任人事を行っていくのか。
- ・本法律案では、労働基本権の方向性が見えない。本法律案の方向性は、専門調査会報告書の方向性と同じものと考えてよいのか。

塩 川 鉄 也君（共産）

- ・官民人事交流法における官民癒着防止のための規制の内容とその趣旨はなにか。また、任期付職員法に同様の規制はあるか。
- ・任期付職員法による原子力安全委員会事務局への民間企業からの採用が事実上の官民人事交流となっている。これは脱法行為なのではないか。
- ・本法律案第7条の「手続の簡素化及び対象の拡大」の意味することはなにか。官民交流の拡大が官民癒着の更なる拡大につながるのではないか。